

ネットとうほく 2017 (検) 第5号-3
2018年(平成30年)2月 21日

東京都中央区日本橋2丁目16-3

(登記上の本店住所) 東京都大田区蒲田4丁目18-27

株式会社防災センター 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

(担当者) 弁護士 鈴木裕美



差止請求書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的として消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人であり、平成29年4月25日に内閣総理大臣から適格消費者団体として認定を受けております。

当団体は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付いたします。本書面が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対し、本書到達後1週間以内に文書にて貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容については、当団体の公表ルールに従い公表させていただきます。

(請求の要旨)

1 不当条項について

当団体は、貴社に対し、消費者と契約を締結するに際し、以下(1)ないし(4)の内容を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書用紙、契約条項用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求する。

- (1) 消費者が本契約の中途に於いて解約はできないものとするなど、消費者の解除権を理由の如何を問わず一律に制限する内容
- (2) 消費者がやむを得ず解約を申し出る場合や、期限の利益を失って契約解除された場合には、リース残代金相当額の支払義務を認め直ちに貴社に支払精算するとの内容
- (3) 消費者が自動更新を選択しない時には期間終了3か月前までに書留郵便を用いて貴社に通知しなければならないなど、消費者の不作为をもって契約が自動更新される旨の内容
- (4) 契約に関し貴社の権利の保全又は実行のために要した費用や、貴社の弁護士費用の一切を負担させる旨の内容

2 不当勧誘行為について

当団体は貴社に対し、契約勧誘にあたり、以下(1)ないし(6)の行為を行わないよう請求する。

- (1) ア 貴社の販売する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げないこと。
イ 消費者に対し、貴社の販売する消火器の性能等を告げ、かつ、消火器の種類、業務用・住宅用それぞれの特徴、住宅に消火器等を設置するにあたっては住宅用消火器が推奨されていること及び貴社の販売する消火器が業務用消火器であることを告げないこと。
- (2) 消火器の全てに点検が必要であると告げること。
- (3) 貴社の契約が、全国一有利な料金、価格である旨告げること。
- (4) 貴社と契約すれば、今後の保守点検費用等が無料である旨告げること。
- (5) 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例がある旨告げること。
- (6) 「株式会社日本消火器管理センターないし日本消火器管理センターから商号変更した」、「業務を引き継いだ」など、貴社と株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げること。

3 不当表示について

当団体は、貴社に対し、以下の対象となる表示記載の表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社のパンフレット、チラシ及び契約書面

(対象となる商品、役務)

- (1) 「消火ナマズ」と称する消火器
- (2) 保守点検の役務

(対象となる表示)

- (1) 「消火ナマズ」消火器の「リース」及び保守点検を含めた「パッケージリース契約」が、全国一有利な料金、価格である旨の表示
- (2) 「消火ナマズ」消火器が、高級ブランド品消火器である旨の表示
- (3) 今後の保守点検費用等が無料である旨の表示

(紛争の要点)

1 不当条項について

(1) 請求の要旨1 (1) について (解除の制限)

貴社のパッケージリース契約条項①及び②の11条1項においては、「甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします」とされており、当該条項の文言からは、理由の如何を問わず、契約の中途解約(解除)を一律に制限する条項であると読める。

しかし、消費者との間の契約(以下「消費者契約」という)において、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項、及び有償契約の場合に契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項は、無効とされているところ(消費者契約法8条の2)、貴社の上記契約条項は、このような場合も含め、消費者に一切の解除を認めず、消費者を契約に拘束し続ける条項として無効である。

(2) 請求の要旨1 (2) について (解約時のリース代金全額の支払い)

ア 貴社のパッケージリース契約条項①及び②の11条2項においては、「止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに清算します」との定めがあり、当該条項は、中途解約、解除の場合に、損害賠償ないし違約金として、全リース料(10年分相当全額)相当額の支払を定めるものと理解

される。

また、パッケージリース契約条項①及び②の12条3項後段においても、「甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います」との定めがあり、上記と同様の趣旨であると思われる。

イ しかし、本件リース契約は、10年もの長期間に及ぶものであり、貴社のリース代金は、10年間分のリース及び保守点検費用も盛り込まれた料金となっている。このような契約、代金設定となっているにもかかわらず、中途解約、解除の事由や時期等を問わずに、一律に10年間の全リース料を支払わねばならないとする内容は、契約上、消費者を極めて長期にわたり拘束し、また契約から離脱（中途解約、解除）する場合に消費者に著しく重い違約金、損害賠償を負担させるものである。また、中途解約ができない旨の契約条項となっていることは、契約勧誘、締結に際して、消費者に対し明示的に説明されておらず、消費者はこれらの条件を認識しないまま契約し、不意打ち的に負担を負わされている。さらに、同契約条項11条3項によれば、契約終了時には物件を貴社に返還することとなっているが、物件返還による精算については定められていない。最高裁昭和57年10月19日判決は、いわゆるファイナンスリース契約において、リース業者がリース期間中に物件の返還を受けた場合には、同返還によって取得した利益（リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間満了時において有すべき残存価値の差額）を精算する必要がある旨判示しているところ、貴社の契約条項によれば、貴社がリース残料金とリース物件の価値を二重に取得することとなり、上記判例にも反し、消費者に一方向的に不利益な条項となっている。

これらの事情を総合的に考慮すると、当該条項は、任意規定の適用による場合に比べ消費者の権利を制限し、義務を加重するものであって、信義則に反し消費者の利益を一方向的に害するものとして、消費者契約法10条に照らして無効である。

ウ また、消費者契約において、消費者契約の解除に伴う損害賠償ないし違約金を定める場合に、解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超えるものについては、その超える部分について無効とされているところ（消費者

契約法9条1号)、本件契約条項は、解除の事由や時期等に関わらず、10年間のリース料相当の全リース料の支払いを定めている。

したがって、本契約条項は、消費者契約法9条1号に照らし、平均的損害を超える部分について無効である。

(3) 請求の要旨1(3)について(不作為による契約更新)

貴社パッケージリース契約条項①及び②の11条4項においては、「甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します(左の意思表示がないとき自動更新されます)」との定めがある。

この点、消費者契約法10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす意思表示擬制条項など、消費者の権利を制限する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものは無効としている。

本件リース契約は、10年もの長期間に及ぶものでかつ消費者による解除権も制限されており、他方、中途解約、解除の場合であっても10年分の全リース料を支払わねばならない内容となっており、違約金は多額となるのであり、このような契約が消費者の不作為によって自動更新となることの不利益は極めて大きい。一方で、自動更新条項付の本契約を締結することによる何らかの優遇措置等があるわけでもなく、また、消費者には貴社との間で他の契約形態(自動更新付の10年リース契約以外)を選択する余地もなく、10年間の間に目的物の性能や取引価格の相場が変動し得るにも関わらず更新により更に10年間もの長期にわたり現行取引に拘束されることになるのであり、自動更新による消費者の利益はほとんどないものと考えられる。しかも、このような自動更新条項があることや、中途解約ができないことは、契約勧誘、締結に際して、消費者に対し明示的に説明されておらず、消費者はこれらの条件を認識しないまま契約し、不意打ち的に負担を負わせられている。

これらの事情を総合的に考慮すると、当該条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効である。

(4) 請求の要旨1(4)について(消費者の費用負担)

貴社パッケージリース契約条項①及び②の第13条5項によれば、「乙(防災センター)が本契約書に生ずる権利の履行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に関し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します」とされている。

しかし、「権利の実行又は保全に要した費用」の内容は明らかでなく、これら費用を甲乙のいずれが負担すべきかはその内容、原因等によると思われ、また、一般に弁護士費用は、当該弁護士を依頼した者が負担し、あるいは弁護士への委任を要することとなった原因、責任があるものが負担するものであるところ、紛争の内容、その責任の有無、裁判等の結果の如何によらずこれらを一律に消費者が負担する旨の条項は、一般的な法理による場合に比べて消費者の義務を加重し、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に反し無効である。

2 不当勧誘行為について

(1) 請求の要旨2(1)について(消火器の種類、特徴等についての不告知)

貴社は、貴社パッケージリース契約書の「リース消火器の形式告知」欄の型式番号によれば、業務用消火器をリース対象としているものと思われる。

消火器は大きく業務用消火器と住宅用消火器に分かれるところ、業務用消火器は、住宅用消火器に比べ一般に消火能力に優れており、また、用途等に応じて様々な種類がある。その分、価格は住宅用消火器よりも高く、また重さもあり、また、適切な保守点検がなされていないと有効に使用できない可能性があり、破裂事故等の危険もある。一方、住宅用消火器は、住宅に設置することを目的としてつくられたものであり、業務用に比べ消火能力は劣るものの、小さく、軽く、体力がない者でも扱いやすい、価格も安価であり、点検を要さないといった特徴がある。消防庁通知によれば、防火対象設備以外の一般家庭で使用する消火器としては、基本的には住宅用消火器が推奨されている(消防庁予防課長平成13年1月6日付通知別添「消火器等推奨基準」第3項)。

このように、業務用消火器と住宅用消火器とでは、それぞれに特徴、差異があり、消火器の購入やリース等にあたっては、これら特徴等を十分に理解した上で、その使用目的等に応じてニーズに合致した消火器を選ぶ必要がある。また、業務用消火器の前記の特徴からすると、消火器設置義務がなく、高度な消火能力を求めている人にとっては不利益な点もあるので、消火器を販売等する際には、業務用、住宅用の双方の特徴、長所・短所、適性について消費者が理解できるよう説明した上で、選択してもらうことが必要かつ重要である。

ところが、貴社の勧誘においては、消火器には2種類があることや、双方の特徴、長所・短所、家庭では住宅用が一般的には推奨されていること、また、当該

事業者が販売しているのは業務用であることを何ら告げずに、消火器設置義務のない者に対しても一律に、「火災には小さい消火器では役に立ちません」「10型3kgの物を多めに準備しましょうね」「ご家庭用消火器としても強力!!」などとして、一般家庭用としては非推奨品であり、家庭での火災に適性があるとされているわけでもなく、価格も高い業務用消火器の契約を勧誘している。

このことは、ア 商品の種類及びその性能若しくは品質について、故意に事実を告げない行為であり、差止請求の対象となる故意の事実不告知（特商法58条の18第1項第2号、同項第1号イ）に該当する。

また、上記消火器の種類や特徴、適性は、イ 契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものであるところ、消火能力などの利益になることを告げ、一方で用途・適性が異なるなどの不利益になることは告げない行為であるので、重要事項についての不利益事実の不告知にも該当し、差止請求の対象となる（消費者契約法12条1項、同法4条2項本文）。

(2) 請求の要旨2(2)について(消火器の全てに点検が必要と告げている点)

貴社は、「消火器は購入代金と点検料金が必要です」、「6ヶ月ごと有効性の点検に合格が必須です」、「病院用・家庭用、どちらも毎年の検査に合格したその6ヶ月間以内ですよ(法律は)」などと説明し、本来は消火器設置義務者でなければ法律上義務付けられていない保守点検が、あたかも消火器設置義務のない一般家庭などにおいても義務付けられているかのように告げ、その上で、保守点検等もパックになった貴社のリース契約が契約内容、代金等の条件において「全国一有利」であるなどとして勧誘している。

貴社のこのような勧誘行為は、保守点検等もパックになった本件リース契約の締結の必要性に関する不実告知に該当し、差止請求の対象となる（特商法58条の18第1項1号八、同法6条1項6号、更に消費者に対しては消費者契約法12条1項、同法4条1項1号、同条5項3号）。

(3) 請求の要旨2(3)について(全国一有利な料金としている点)

貴社は、上記(2)のとおり、保守点検の必要性について事実と反する説明をした上で、さらに、保守点検、薬剤入替等の費用も含めパックとなった当該事業者の契約が、「全国一有利な料金です」、「消火ナマズ消火器は全国一有利な価格です」などと謳い勧誘をしている。

しかし、消火器設置義務がない者にとっては、住宅用消火器を購入すれば定価でも1台1万円前後であり、約5年ごと買替えたとしても10年で2万円前後しかかからず、また、保守点検費用、報告書作成費用も不要である。また、仮に業務用消火器を購入したとしても、消火器設置義務がない者には法律上の保守点検義務はなく、点検費用、報告書作成費用は不要であり、業務用消火器本体も定価で1万円台の物が多く、ホームセンター等で購入すれば更に安価に購入可能である。

したがって、10年間のリースで1台につき3万2180円の費用を、「全国一有利」と告げていることは、契約に関する事項で、購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（価格の有利性）についての不実の告知（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条第1項7号）に該当する。

また、消費者に対するこのような勧誘行為は、同時に、重要事項についての不実の告知に該当し、差止請求の対象となる（消費者契約法12条1項4条1項1号、同条5項2号・3号）。

(4) 請求の要旨2(4)について（今後「無料」としている点）

貴社は、勧誘の際に、今後の保守点検費用等について、「今後無料」、「無料」、「当社利点は上記①～⑤が無料なのです。世界一安全で賢い選択と言えるのです」などとして、今後の保守点検費用等が無料である旨を強調している。

しかし、実際には、貴社の契約は、一括払いのリース料金に保守点検料も含まれていて「前払い」しているだけであり、決して、保守点検料等が「無料」となっているものではない。

したがって、上記の勧誘行為は、役務の対価についての不実の告知にあたり、差止請求の対象となる（特商法58条の18第1項1号ロ、同法6条1項2号、更に消費者に対する勧誘については消費者契約法12条1項、同法4条1項1号、同条5項2号）。

(5) 請求の要旨2(5)について（「全国で市民が家庭に消火器を設置する条例がある」としている点）

貴社は、「全国で市民が家庭に消火器を設置する条例がある」などとして消火器の設置を勧誘している。

しかし、消火器の設置を奨励する条例がある自治体もあるが、全国の自治体に消火器設置を奨励する条例があるわけではなく、まして義務付けているものでは

ない。

したがって、上記説明は、契約締結を必要とする事情に関する事項に関する不実告知、ないしは契約に関する事項であって顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについての不実告知であり、差止請求の対象となる（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条1項6号及び7号、消費者に対する勧誘については更に消費者契約法12条1項、同法4条1項1号、同条5項3号）。

(6) 請求の要旨1(6)について(商号変更した等の説明)

貴社は、勧誘の際に、「旧商号株式会社日本消火器管理センターから商号変更した」「日本消火器管理センターから業務を引き継いだ」旨説明している。

宮城県内では、貴社とは別法人である「(株式会社)日本消火器管理センター」(平成3年設立)が実在し、消火器の訪問販売等をしているところ、貴社の行為は、実在の他業者と同じ名前を名乗り、当該他業者から過去に消火器を購入した顧客に対し、当該他業者と誤認させて、消火器の回収、交換が必要であるかのよう勧誘するものである。

契約の相手方が誰かは、当該契約に関する事項で判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項であり(特商法58条の18第1項ハ、同法6条1項7号)、貴社の行為は当該重要事項についての不実の告知に該当する。

また、株式会社日本消火器管理センターと貴社とが同一法人であるか否か、同社から業務を引き継いだのか否かは、当該契約の締結を必要とする事情に関する事項であり、貴社の勧誘はこの点についての不実の告知(特商法58条の18第1項ハ、同法6条1項6号)にも該当する。

したがって、貴社の旧商号が「株式会社日本消火器管理センター」であるとの事実と反する説明は停止すべきである。また、単に「日本消火器管理センター」から商号変更した、ないし同社から業務を引き継いだなどと説明する行為、その他貴社と株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人だと誤認、混同をさせるような内容を告げる行為は停止すべきである。

3 不当表示について

(1) 請求の要旨3(1)について(全国一有利な料金としている点)

貴社は、勧誘の際に使用するパンフレット、チラシ式の中に、前記のとおり、「全国一有利な料金です」、「消火ナマズ消火器は全国一有利な価格です」などと表示している。

これらの表示は、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をしたものであり、景品表示法上の有利誤認表示に該当する(景品表示法30条1項2号)。

(2) 請求の要旨3(2)について(今後「無料」としている点)

貴社は、勧誘の際に使用するパンフレット、チラシ式の中に、前記のとおり、「今後無料」、「無料」、「当社利点は上記①～⑤が無料なのです。世界一安全で賢い選択と言えるのです」などと表示している。

これらの表示は、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をしたものとして、景品表示法上の有利誤認表示に当たる(同法30条1項2号)。

(3) 請求の要旨(3)について(「高級ブランド品消火器」としている点)

貴社は、勧誘の際に使用するパンフレット、チラシ式の中に、貴社の契約の対象となる消火器が、「高級ブランド品消火器」であるなどと表示している。

しかし、実際には、貴社が取り扱っている消火器は、ホームセンター等で販売している通常の業務用消火器であり「高級ブランド品消火器」という事実はない。

したがって、これらの表示は、商品の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示として優良誤認表示に該当する(同法30条1項1号)。

4 まとめ

以上のとおりであるので、請求の要旨のとおり請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所)

仙台地方裁判所